

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月23日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 月 居 駿 介

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月12日から 令和 8年 5月19日まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月25日 午前10時00分 場 所 函館地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月11日 午前 9時20分 場 所 函館地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 5月27日から 令和 8年 5月28日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月23日から当裁判所記録閲覧謄写室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 函館市西桔梗町 |
| | 地 番 | 734番34 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 155.40平方メートル |
| 2 | 所 在 | 函館市西桔梗町734番地34 |
| | 家屋 番号 | 734番34 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 52.17平方メートル
2階 25.67平方メートル |

物件明細書

令和 8年 3月 5日

函館地方裁判所民事部

裁判所書記官 岩崎 あや

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 函館市西桔梗町 |
| | 地 番 | 7 3 4 番 3 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 5 . 4 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 函館市西桔梗町 7 3 4 番地 3 4 |
| | 家屋 番号 | 7 3 4 番 3 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 2 . 1 7 平方メートル
2 階 2 5 . 6 7 平方メートル |

令和7年(又)第15号
令和7年11月21日受理
令和7年12月19日提出

現況調査報告書

函館地方裁判所

執行官 鶴見 淳

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 函館市西桔梗町 |
| | 地 番 | 7 3 4 番 3 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 5 . 4 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 函館市西桔梗町 7 3 4 番地 3 4 |
| | 家屋 番号 | 7 3 4 番 3 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 5 2 . 1 7 平方メートル
2階 2 5 . 6 7 平方メートル |

その他の事項

■土地について

- 1 本件土地は、接面道路及びその他の隣地と概ね等高に接した、ほぼ平坦地である。
- 2 本件土地に、債務者所有のものと思われるタイヤ、ソファ、ロッカーが残置されている。
- 3 本件土地の庭木の枝の一部が、南東側隣地上に越境している。
- 4 本件土地の境界標は、確認することができなかった。なお、本件土地の北東側境界付近に北東側隣地に設置されているコンクリート土留の一部が越境し、また、排水溝が設置されている可能性があるが、本件土地の正確な位置及び形状等は、専門家による調査を要する。

■建物について

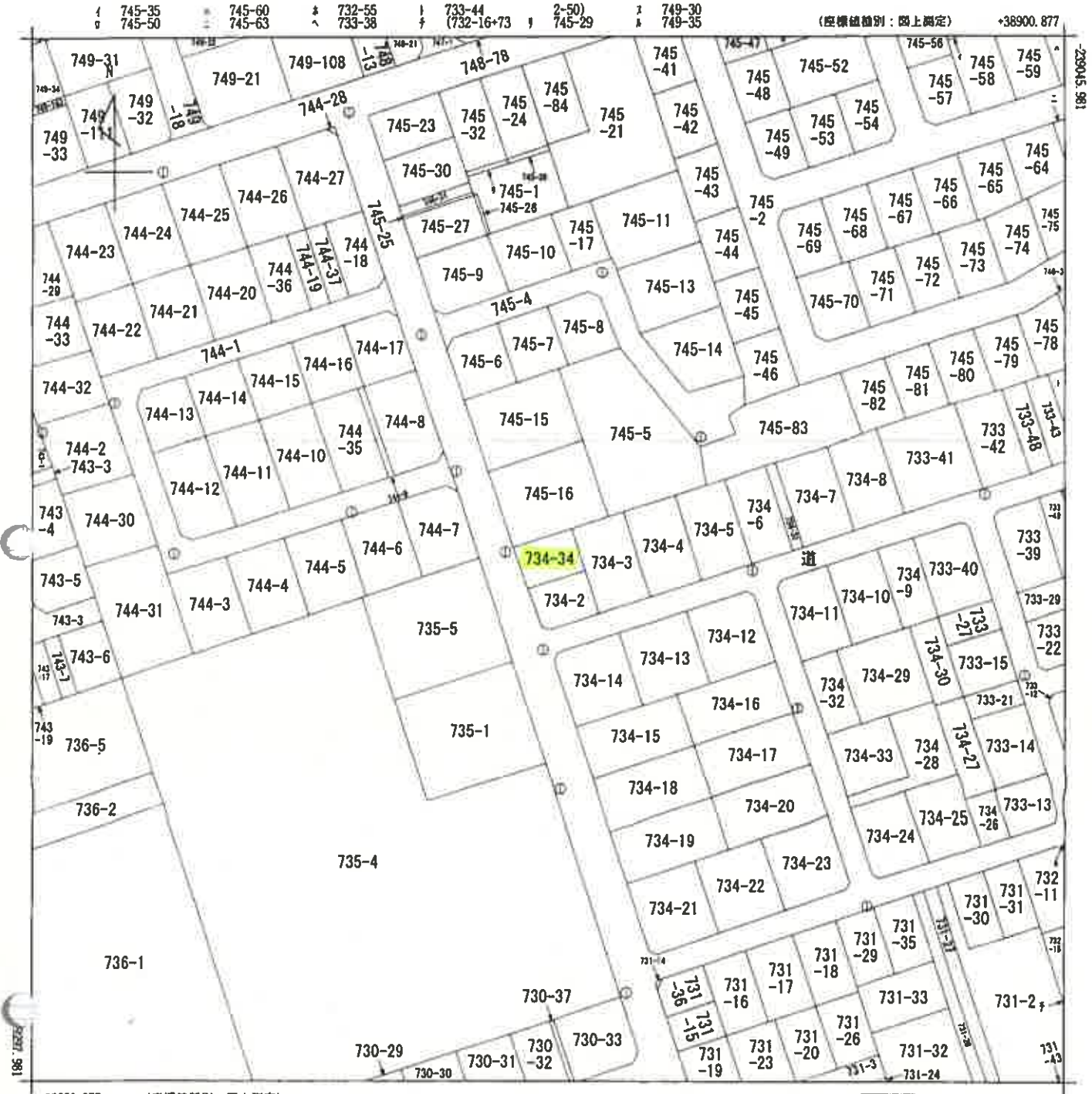
- 1 本件建物は、老朽化により汚損しており、複数の扉の取っ手部分及び通気口が損傷している。
- 2 本件建物内の複数の戸が外されている。また、浴室の戸は損傷しており、建物内壁面の複数箇所に穴が空いている。
- 3 本件建物1階部分に、家具及び衣類等が多数置かれているため、床の状態が確認できなかった。
- 4 本件建物内に、債務者所有のものと思われる家具、衣類、マットレス、暖房器具、電化製品等が多数残置されている（写真②～⑥、⑧、⑨）。
- 5 風除室（床面積約1.80平方メートル）あり。
- 6 ベランダ（床面積約3.31平方メートル）あり。床板が老朽化している。
- 7 本件土地に、債務者所有のものと思われる木造仮設物置（床面積約9.00平方メートル）が設置されているが、その一部が南西側道路上に越境しているものと思われる。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年11月25日 (火) 10:00-10:10	物件所在地	占有調査 (不在)、外観写真撮影
7年11月25日 (火) : - :	郵送	函館市役所へ固定資産課税資料交付申請 (返信用封筒同封)
7年12月 2日 (火) 13:32-13:37	物件所在地	占有調査 (不在)
7年12月 8日 (月) 13:50-14:45	物件所在地	占有・立入調査 (空き家)、評価人同行、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 7年12月 8日 執行に際し債務者等に出会わなかったため、立会人Aを立ち合わせ、建物内に立ち入った。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



地番区域見出
西桔梗町

請求部	所在	函館市西桔梗町		地番	734番34				
出力縮尺	1/1000	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X I	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和58年12月			備付年月日(原図)	昭和61年3月25日		補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。
(函館地方法務局管轄)

令和7年10月16日
東京法務局墨田出張所
登記官

地図整理番号：M42983
(1/1)

(5 枚目)

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：平成5年4月19日

120341

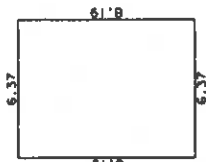
各階平面図

建物各階平面図

家屋番号 734-34

建物の所在 函館市西栲野町734-34

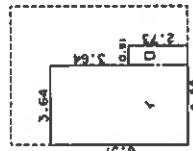
1 階



求積表

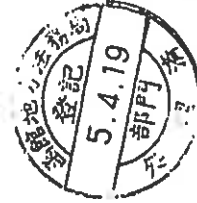
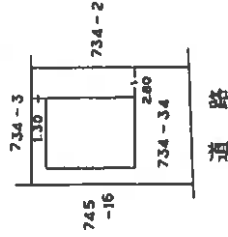
$6.37 \times 6.18 = 39.3866$
 合計 52.1703
 1 階 床面積 52.17 m^2

2 階



求積表

$3.64 \times 4.33 = 15.7612$
 $0.91 \times 2.73 = 2.4843$
 合計 25.6711 m^2
 2 階 床面積 25.67 m^2



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(白黒複製)

(日本土地家屋調査士会連合会用品)

これは図面に記載されている内容を説明した書面である。

(函館地方支庁建設課)

令和7年10月16日

東京建設局 函館出張所

登記官

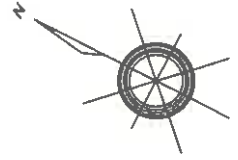
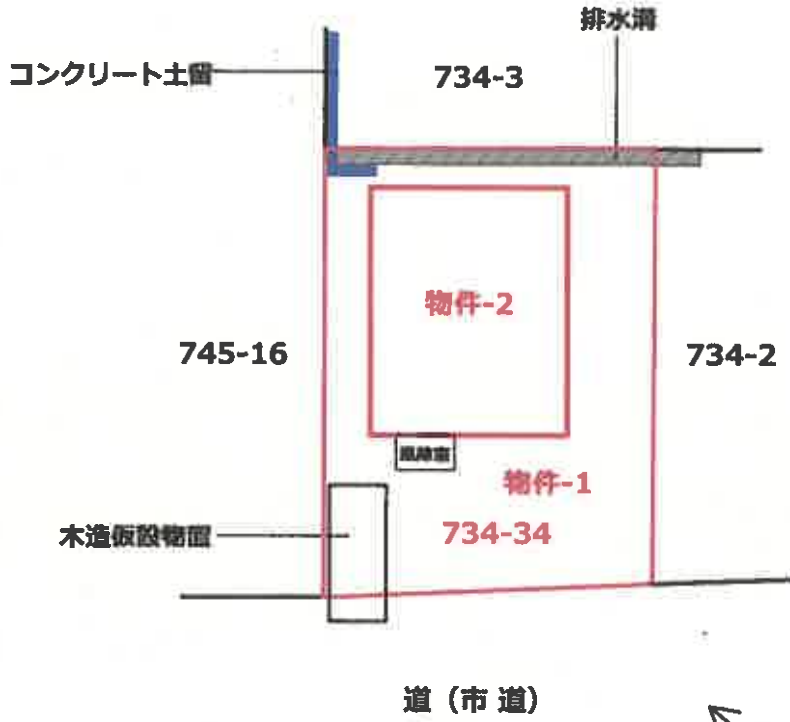
本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

(6 枚目)

地図管理番号：M42985

土地建物位置関係図

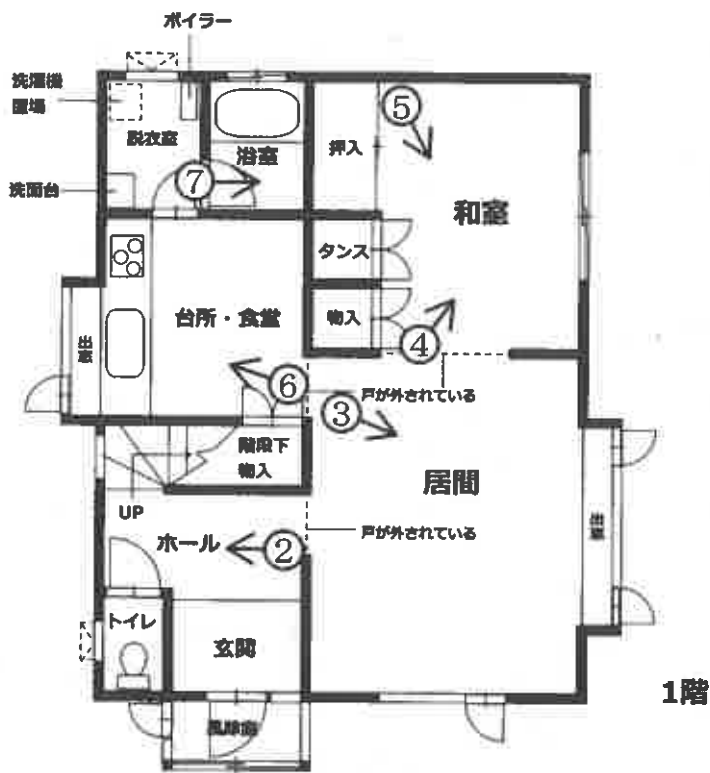
物件 1、2



縮尺 約1:250

←○ 写真番号・撮影方向
(7 枚目)

建物間取図



縮尺 約1:100

←○ 写真番号・撮影方向
(8 枚目)



写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



写真⑦



写真⑧



写真⑨

令和7年(又) 第15号
令和7年12月 8日現地調査
令和7年12月20日評 価

函館地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
小林 永佳

第1 評価額

一 括 価 格	
金 9 6 0 , 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 5 4 0 , 0 0 0 円
物件2 (建物)	金 4 2 0 , 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	函館市西桔梗町 734番34 宅地 155.40㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	函館市西桔梗町 734番地34 734番34 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 52.17㎡ 2階 25.67㎡	同左

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR函館本線「桔梗」駅の西方道路距離約900m、最寄バス停留所「桔梗」（函館バス）の西方道路距離約750mに位置する。 (別添位置図参照)	
付近の状況	一般住宅等が建ち並ぶ既成住宅地域。主な施設としては小学校までは道路距離約2.4km、スーパーまでは同約650mとなっている。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域（後記特記事項参照） － 60% 200% 建築基準法第22条第1項に基づく指定区域 立地適正化計画区域内 居住誘導区域外 都市機能誘導区域外
画地条件	・対象地は南西側間口約10.6m、奥行約14.9m、地積155.40㎡の長方形地である。 ・対象地は道路及び隣接地とは概ね等高であり、敷地内は平坦である。	
接面道路の状況	南西側が現況幅員約6m（用地幅は約9m）の舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号に該当）に等高に接面する中間画地。 (土地建物位置関係図参照)	
土地の利用状況等	・物件2の敷地として利用されている。 ・隣地は一般住宅、倉庫の敷地である。	
供給処理施設	上水道 あり（後記特記事項参照） ガス配管 なし 下水道 なし（汲み取り、後記特記事項参照）	
特記事項	・対象地については、現地調査及び土地・建物登記簿による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 ・北海道教育委員会の「北の遺跡案内」によれば、対象地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」の指定はなされていない。	

次頁へ続く

<p>特 記 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件において境界標は確認できなかった。各種資料等および現地状況を照合した結果、概ね公図等通りと思われるが、正確な位置の把握には正式な測量を要する。（土地建物位置関係図参照） ・市役所都市整備課への聴取によると、対象地を含む地域は50戸連たん地域に該当し、市街化調整区域内に存するが、所要の建築許可を受けた場合には住宅等の建築が認められる場合があるとのことである。なお、許可の対象となる建築物の範囲および要件は限定され、申請内容により判断されるため、詳細は同課への確認を要する。 ・本件建物の汚水処理は現況汲み取り式であるが、市役所都市整備課への聴取によると、建替え又は水回りの改修工事を行う際には、浄化槽（原則として合併処理浄化槽）への切替えが必要とされるとのことである。なお、設置に係る規制および具体的な要件・手続の詳細については、同課への確認を要する。 ・市役所上下水道部への聴取によると、本件建物の上水道引込管は、南東側隣地（地番734番2）上の建物と共同引込管となっており、当該引込管から各建物へ分岐している。 共同引込管であることから、将来の更新・修繕等の実施にあたっては、費用負担の方法を含め、隣地所有者との協議・調整が必要となる可能性がある点に留意を要する。 ・対象地上には、債務者所有のものと思われるタイヤ、ソファ、ロッカー等の動産が残置されている。 ・対象地に存する庭木の枝の一部が、南東側隣地に越境している。 ・対象地の北東側境界付近において、北東側隣地（734番3）に設置されているコンクリート土留の一部が対象地側に及んでいる状況が認められ、越境している可能性がある。また、対象地内に排水溝が設置されている可能性がある。 <p>ただし、現地にて境界標が確認できず、正確な境界位置は未確定であることから、越境の有無および位置関係の詳細な把握・確定には、別途専門家による測量等の調査を要する。</p>
----------------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成5年3月29日新築 経過年数 約33年 経済的残存耐用年数 3年
仕 様	構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 屋 根 長尺カラートタン 外 壁 サイディング 内 壁 ビニールクロス等 天 井 ビニールクロス、ボード等 床 フローリング、タタミ等 設 備 電気、給水設備等 その他 システムキッチン、トイレ（汲み取り）、洗面台、浴室等
床面積（現況）	「第3 目的物件」欄記載のとおり。
現況用途等	階層 2階建 現況用途 居宅 間取り 3LDK
品 等	普通
保守管理の状態	本件建物は築後約33年経過しており、経年相応以上の損傷・汚損等が散見される。さらに、室内には多数の残置物が放置され、長期間利用されていない状況も窺われるなど、維持管理の状況は相当に劣る。したがって、再利用にあたっては相応の修繕費用を要するものと見込まれ、買受けにあたっては留意を要する (詳細は後記特記事項参照)。
建物の利用状況	執行官の現況調査報告書参照。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 函館市役所建築行政課への聴取によれば、本件建物については、建築確認済証および工事完了検査済証が交付されているとのことである。 ・ 建物内の複数の扉の取っ手部分及び通気口に損傷が見受けられる。 ・ 複数の戸が外されたままとなっているほか、浴室の戸に損傷が見受けられる。 ・ 建物内の壁面において、複数箇所に穴が見受けられる。 ・ 建物内には、家具、衣類、マットレス、暖房器具、電化製品等が多数残置されている。なお、当該残置物により床等の目視確認ができた範囲に限られることから、買受けにあたっては留意を要する。

次頁へ続く

特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none">・長期間使用されていない状況が窺われ、維持管理の状況が相当に劣ることから、設備等が稼働しないおそれがある。稼働しない場合、再利用にあたって相応の補修費用を要するものと見込まれるため、買受けにあたっては留意を要する。・本件建物の汚水処理は現況汲取り式である。前記のとおり、今後、建替え又は水回り工事等を行う際には浄化槽への切替え（原則として合併処理浄化槽）が求められる旨の説明を受けているため、買受けにあたっては留意を要する。・風除室（約1.80㎡）が存する。・ベランダ（約3.31㎡）が存するが、床板の老朽化が認められる。・対象地内に債務者所有のものと思われる木造仮設物置（約9.00㎡）が存する。なお、当該物置の一部が南西側市道に越境している可能性があるため、買受けにあたっては留意を要する。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

物件1の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	18,000	1.00	155.40	0.80	2,238,000

ア 標準画地価格：「第6 参考価格資料」記載の公示地との規準あるいは比準価格（類似地域所在の取引事例価格）等を比較考量の上、標準画地価格を18,000円/㎡と査定した。

イ 個別格差：なし。

ウ 地積：登記簿数量による。

エ 建付減価：建物の築年数、利用の状況等を考慮し、▲20%と判断した。

(2) 建物価格 (物件2)

目的建物の再調達原価（風除室を含む）を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	170,000	77.84	0.04	529,000

ウ 現価率

$(\text{経済的残存耐用年数} 3 \text{年} / \text{経済的全耐用年数} 36 \text{年}) \times (1 - \text{観察減価} 50\%) \approx 4\%$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	2,238,000	0.30	法定地上権	671,000

イ 土地利用権等割合：法定地上権割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) 1(1)オ, 1(2)エ ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) 2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ=カ
1	2,238,000	-671,000	-	0.50	0.70	-	540,000
2	529,000	671,000	-	0.50	0.70	-	420,000
一括価格(合計)							960,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：函館市内における中古不動産市場の需給動向を踏まえるとともに、下記に示す対象不動産の個別性等を総合的に勘案し、市場性修正として0.50を乗じた。

- ・建物内に汚損、損傷等が顕著な箇所が多数認められるほか、各種設備等の稼働状況が不明である。維持管理の状況から、再利用にあたっては高額なリフォーム費用を要する可能性が高く、場合によっては建物の取壊しも想定される。
- ・建物内に大量の残置物が存するため、撤去・処分費用が高額となるリスクがある。
- ・汚水処理は現況汲取り式であり、将来的に浄化槽（原則として合併処理浄化槽）への切替え等に伴う費用負担が生じる可能性がある。

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ、競売市場修正として0.70を乗じた。

カ その他の控除減価（敷金等）：特にない。

第6 参考価格資料

1 地価公示地（函館－29）

所 在：函館市西桔梗町733番35

価 格：18,100円/㎡

位 置：JR函館本線「桔梗」駅の西方道路距離約730mに位置する。

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：236㎡

供給処理施設：上水道

接 面 街 路：北側6m市道に接面

用 途 指 定 等：市街化調整区域(建蔽率60%，容積率200%)

地 域 の 概 要：一般住宅の中に空地等も見られる住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 1,977,937円

物件2 1,786,288円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

1 受命物件の位置図（函館市現況図）

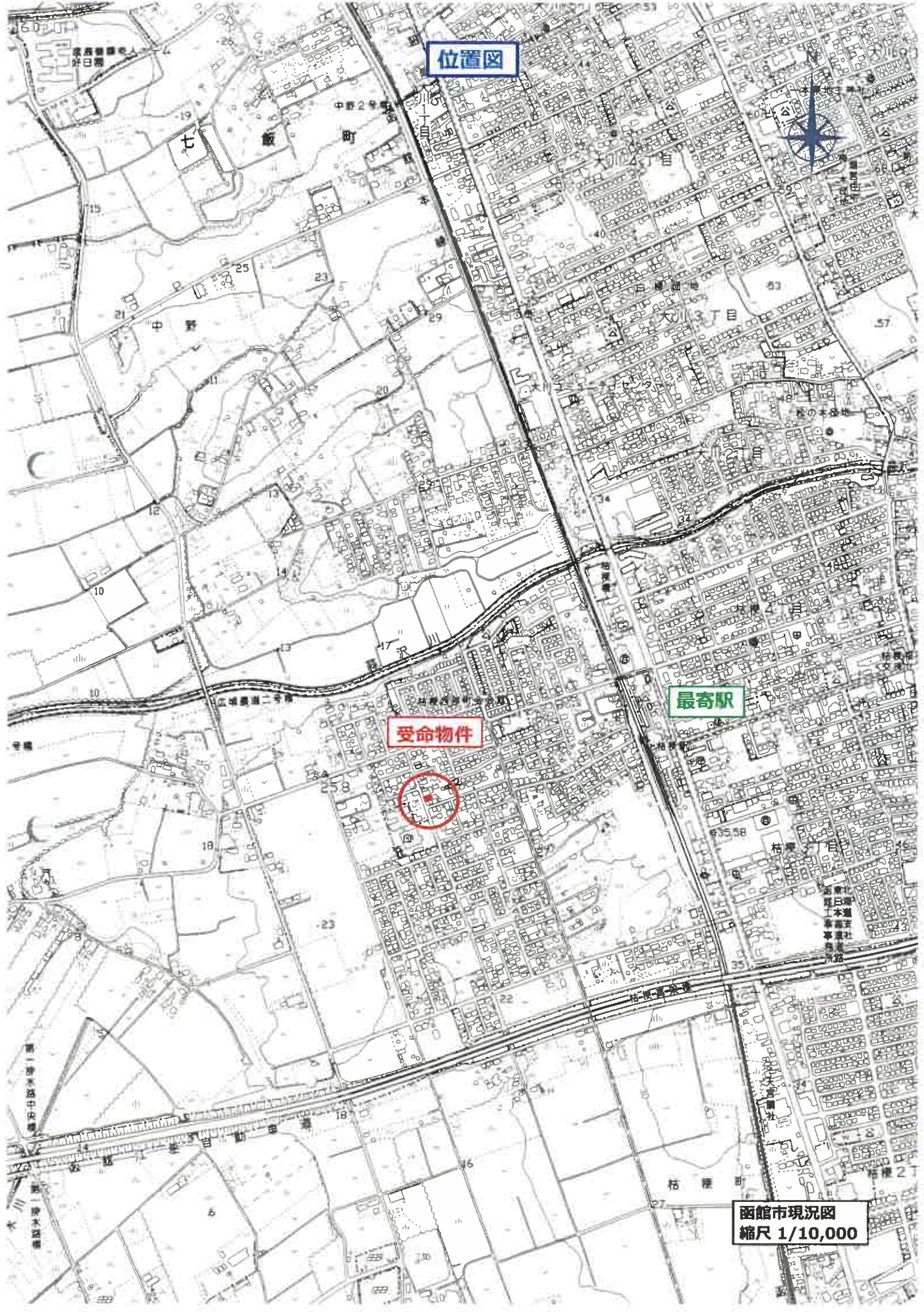
2 公図写し

3 地積測量図写し

4 建物図面・各階平面図写し

5 土地建物位置関係図

6 建物間取図



位置図

受命物件

最寄駅

函館市現況図
縮尺 1/10,000

公図



地番区域見出
西桔梗町

請求部	所在	函館市西桔梗町				地番	734番34			
出力縮尺	1/1000	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X I	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和58年12月			備付年月日(原図)	昭和61年3月25日		補記事項			

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(函館地方務局管轄)

令和7年10月16日

東京法務局墨田出張所

地図整理番号：M42983

登記官



本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：平成4年3月25日

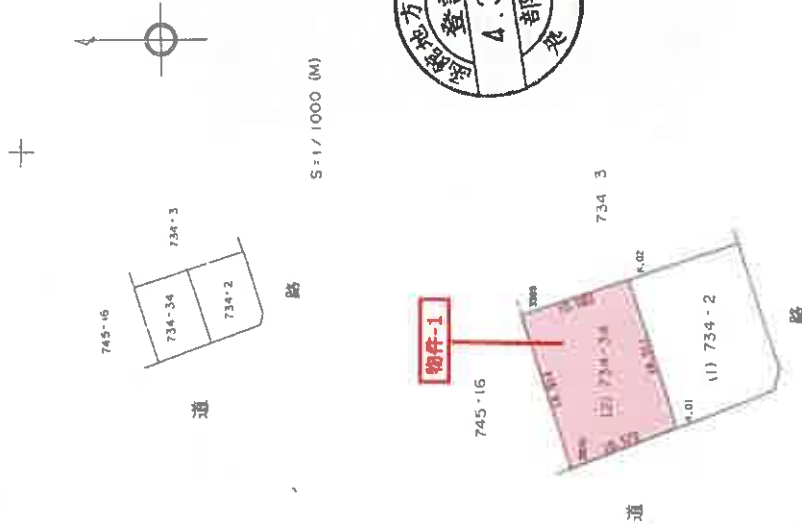
053703

所在地 測量図
土地積測
土地積測

地番 734-2, 734-34
土地の所在 函館市西栢町

地図書入済

地図番号	境界線の種類及び境界点の記号又は点名		
B ¹ 4 3	種類	コンクリート	壁
	既設	3969, 3970	
	新設		K.01, K.02



(1) 734-2
310.8084955 - 155.4077050 = 155.4007905
155^m

$$\Delta X = X(n+1) - X(n-1)$$

	X	Y	$\Delta X \times Y$
K.01	-239435.520	39064.046	-216649.199116
K.02	-239431.132	39077.878	564440.869832
3969	-239421.076	39074.645	216707.981170
3970	-239425.586	39060.429	-564188.836476
		倍積	310.815410
		地積	155.407705
		合計	155.4077050

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

作製者	申請人	縮尺 1/500 (M)
		No. 00478

(平成4年3月23日作製)

(函館土地家屋調査士会用紙)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(函館地方方法務局管轄)
令和7年10月16日 東京法務局墨田出張所 登記官

登記年月日：平成5年4月19日

120341

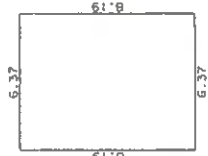
各階平面図

建物図面図

家屋番号	734-34
建物の所在	函館市西栲栲町734-34

附件-2

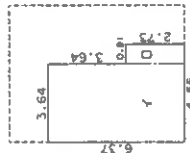
1 階



求積表

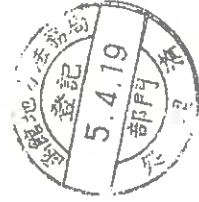
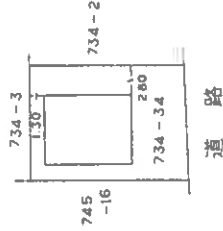
$6.37 \times 8.19 = 52.1703$	
合計	52.1703
1階	床面積 52.17 m ²

2 階



求積表

$3.64 \times 4.37 = 23.1868$	
$0.91 \times 2.75 = 2.4843$	
合計	25.6711
2階	床面積 25.67 m ²



本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

(日国地 12)

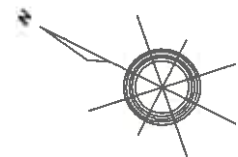
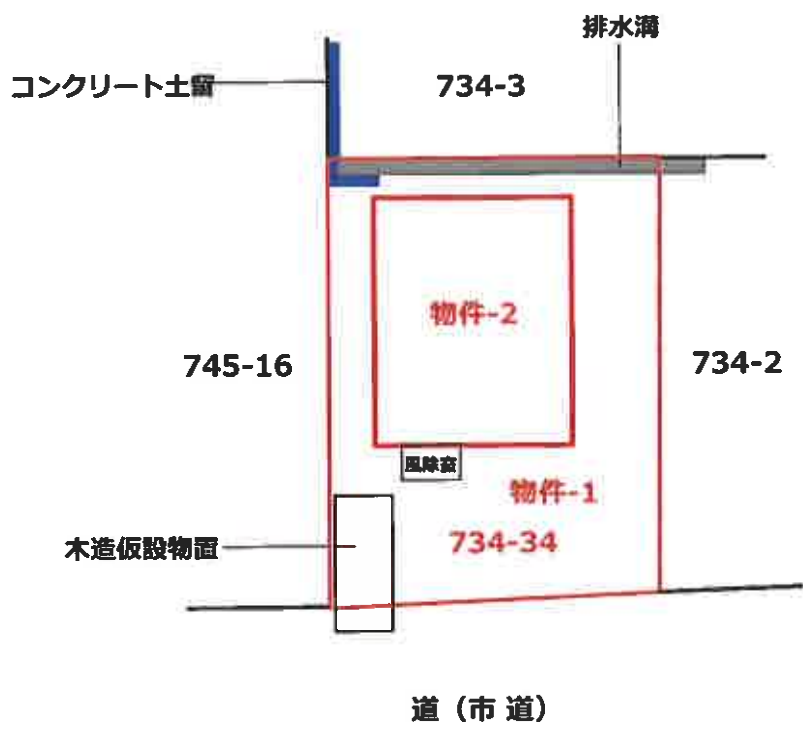
作製者	申請人	縮尺	縮尺
		1/250	1/500

(日本土地家屋調査士会連合会函館支部)

地図整理番号：M42985

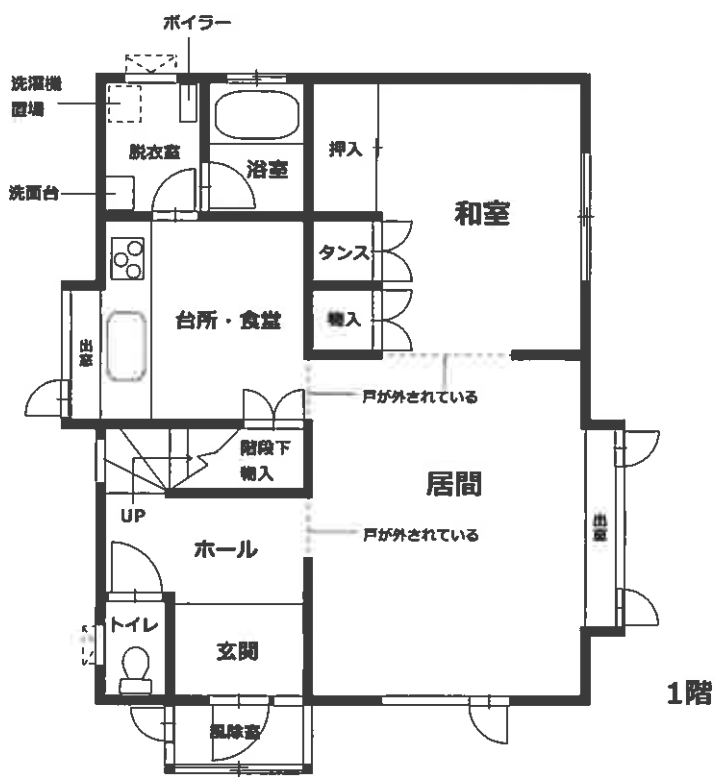
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
 (函館地方事務管理局管轄)
 令和7年10月16日 東京法律局墨田出張所 登記官

土地建物位置関係図



縮尺 約1:250

建物間取図



縮尺 約1:100